第二項において準用する法第二十七条第二項の調査の内容について、市町村の職員又はこれに準ずる者（ロ及びハにおいて「市町村職員等」という。）が当該調査を行った者への訪問による調査、当該調査の内容を記載した書類の審査その他の方法により点検し、介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）に要する費用の適正化を図る事業

ロ～ホ　（略）

二　（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析）

第百四十条の七十二の五　法第百十八条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の情報とする。

2～4　（略）

別表第二（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

第一　介護サービスの内容に関する事項	
一　介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	イ～ハ　（略） ニ　短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護医療院）、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）及び介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等） 成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況

第二項において準用する法第二十七条第二項の調査の内容について、市町村の職員又はこれに準ずる者（ロ及びハにおいて「市町村職員等」という。）が当該調査を行った者への訪問による調査、当該調査の内容を記載した書類の審査その他の方法により点検し、介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。以下この号において同じ。）に要する費用の適正化を図る事業

ロ～ホ　（略）

二　（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析）

第百四十条の七十二の五　法第百十八条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の情報とする。

2～4　（略）

別表第二（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

第一　介護サービスの内容に関する事項	
一　介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	イ～ハ　（略） ニ　短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等） 成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況

二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

イ～カ　（略）

ヨ　短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）(4)に掲げる事項については介護医療院サービスに限る。）

(1)　カ(1)から(7)まで及び(9)に掲げる事項

(2)　医療行為の内容等の変更に関する説明及び利用者又は入所者の同意の取得の状況

(3)　ターミナルケアの質の確保のための取組の状況

(4)　退所後の介護サービスの質の確保のための取組の状況

タ　（略）

三・四　（略）

五　介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ～ト　（略）

チ　短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

(1)　介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2)　地域との連携、交流等の取組の状況

リ～ヲ　（略）

第二・第三　（略）

二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

イ～カ　（略）

（新設）

ヨ　（略）

三・四　（略）

五　介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ～ト　（略）

（新設）

チ～ル　（略）

第二・第三　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。